

令和 2 年 美 郷 町 議 会 議 事 録

第 1 回 臨時会 (第 1 号)

招集年月日	令和 2 年 5 月 1 2 日					
招集の場所	美 郷 町 役 場 議 会 議 場					
開会日時 及び宣告	開 会	令和 2 年 5 月 1 2 日 午前 9 時 3 0 分				
		議 長 佐 竹 一 夫				
	閉 会	令和 2 年 5 月 1 2 日 午前 1 0 時 5 6 分				
		議 長 佐 竹 一 夫				
応招、不応 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席 1 2 名 欠席 0 名 凡例 ○ 出 席 △ 欠 席 × 不応招 ○△公務欠	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別
	議 長 (1 1)	佐 竹 一 夫	○	6	藤 原 修 治	○
	副議長 (5)	福 島 教 次 郎	○	7	岩 根 和 博	○
	1	日 高 学	○	8	山 本 幹 雄	○
	2	中 原 保 彦	○	9	安 田 勝 司	○
	3	波 多 野 康 博	○	1 0	箕 根 正 一	○
4	原 克 美	○	1 2	西 嶋 二 郎	○	

会議録署名員	5番	福島 教次郎	6番	藤原 修治
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名	職名	氏名	職名	氏名
	町長	嘉戸 隆	住民課長	行田 綾子
	副町長	岸本 建夫	健康福祉課長	松嶋由香里
	教育長	阿川 俊治	産業振興課長	永妻 孝司
	総務課長	木川 士朗		
	企画推進課長	石田 圭司		
	美郷くらし推進課長	旭林 修範		
	会計課長	井上 陽生		
職務により議会に出席した者の職・氏名	議会事務局長 井原 武徳 議会事務局員 大畑 真紀			
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和2年美郷町議会第1回臨時会議事日程

(第 1 号)

令和2年5月12日(火) 午前9時30分 開会

日 程	事 件
1	会議録署名議員の指名
2	会期の決定
3	行政報告
4	報告事項 報告第1号 令和元年度美郷町一般会計繰越明許費について
5	議案の上程、説明、質疑、討論及び表決 【条例案】 議案第36号 美郷町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第37号 美郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について 議案第38号 美郷町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について 【予算案】 議案第39号 令和2年度美郷町一般会計補正予算(第3号) 議案第40号 令和2年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

【一般事件案】

議案第41号 専決処分の承認を求めることについて

議案第42号 専決処分の承認を求めることについて

議案第43号 専決処分の承認を求めることについて

議案第44号 専決処分の承認を求めることについて

議案第45号 専決処分の承認を求めることについて

議案第46号 専決処分の承認を求めることについて

議案第47号 専決処分の承認を求めることについて

議案第48号 専決処分の承認を求めることについて

●佐竹議長

おはようございます。

全議員出席であります。

ただ今から、令和2年美郷町議会第1回臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は予めお手元に配布してあるとおりであります。

日程第1会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、美郷町議会会議規則第127条の規定により、5番・福島議員、6番・藤原議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●佐竹議長

ご異議なしと認め、本臨時会の会期は本日1日限りとすることに決しました。

日程第3、行政報告を議題といたします。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを受けたいと思います。

●嘉戸町長

番外、町長。

●嘉戸町長

皆さんおはようございます。お許しをいただきましたので、4点申し上げます。

1点目は、新型コロナウイルスへの対応についてです。

町では、2月28日から体制を新型コロナウイルス感染症対策本部に切り替え、これまで9回の対策本部会議を開催し、準備や対応を進めてきています。

5月4日、政府から緊急事態宣言を5月31日まで延長すること、及び、5月14日に検証を行い、可能であれば、緊急事態宣言の解除を早める可能性があることが発表されました。

しかしながら、現時点で有効な治療薬が開発されたり、治療法が確立されたりはしておらず、緊急事態宣言の解除や自粛緩和の実施に関係なく、感染リスクはこれまでと変わっていません。

また、重症化リスクが高いとされている高齢の町民の方が多いこと、隣接する三次市でこれまで45名もの多数の感染者が発生していること、という美郷町の個別の事情を考慮し、今後の自粛緩和については、当面慎重にまた段階を追って行っていく方針です。

なお、専門家会議の発表では、全国民に向けて「新しい生活様式」に移行すべきという提言がなされています。新型コロナウイルス感染症が根本的に解決されていない以上、たとえ緊急事態宣言が解除されたからといって、以前と同じ生活に戻るのではなく、日頃から感染

予防に細心の注意を払い、新型コロナウイルスとうまく向き合っていく必要があります。

町民の皆様には、この「新しい生活様式」を習慣にすることをお願いしていきたく考えています。また、全国的に、医療関係者などへの差別や感染者への非難、誤った情報や根拠のない噂で人を非難するなどの問題が数多く起きています。正しい情報に基づく冷静な言動についても引き続きお願いしていきたく考えています。

そして、外出自粛を呼びかけている最中の4月7日に、一部の職員が広島県三次市で飲食会を行ったことについてお詫び申し上げます。大変軽率な行動であり、参加した職員には厳重注意を行い、職員も深く反省しています。また、全職員に綱紀粛正を徹底いたしました。議会、町民の皆様にご心配をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。

次に、町が設置する公共施設についてです。

県外の利用の多いゴールデンユートピアおおち、カヌーの里おおち、バカンスハウス潮村につきましては、原則として5月31日まで休業を継続します。なお、5月14日を目処にされている国の専門家会議での分析・提言を踏まえた方針によりましては、健康増進に関わるプールの町民のみを可能とするなど、段階的な営業の検討を考えています。

公民館などは5月31日までは休館、利用制限とし、今後の状況を見ながら再開を検討します。図書館につきましては、現在休館しておりますが、11日から予約貸し出しを再開しています。

3つ目に、役場の業務体制についてです。

職員の感染等により業務が継続できなくなる状況を回避するために、勤務場所を分け、1週間ごとに交代するスプリット勤務に移行しています。同時にテレワークも試行しており、現在、環境を整えているところです。また、窓口等にはビニールカーテンなどを設置する他、設備等の消毒、来庁者への消毒や事業者への訪問自粛をお願いしています。

続いて、町の今後の対応等について申し上げます。

4つ目に、学校の対応です。

国、県の方針を踏まえまして、町内小中学校は5月11日月曜日から5月22日金曜日までの予定で、感染予防に配慮をしながら「分散登校」を実施しています。邑智小学校、邑智中学校、大和小学校は校区を2つに分けて交互に登校し、大和中学校は小規模のため、一斉登校日を5日間設けます。この期間中、スクールバスが「密」にならないよう、地区割りや増便などを行い、登校日は給食も提供します。また、1年生から3年生を対象とする放課後児童クラブについても1日開設を継続します。

感染拡大が見られなければ、5月25日月曜日からは通常登校に移行する予定です。

しかし、県内、近県の感染状況から、また休校せざるを得ない状況になる可能性があります。そのような事態に備え、「オンライン授業」を試験的に行っていきます。

5つ目に、特別定額給付金についてです。

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」の一人10万円の給付金につきましては、本日の議案に係る予算を計上しています。速やかな支給のため、下準備を進めており、13日

に申請書の発送、15日から受付開始し、支給は最速で20日を予定しています。

受付は、原則は郵送となっておりますが、高齢の方などのために、本庁、大和事務所の他、交流センター、公民館、隣保館も受付ができるよう準備をしています。

6つ目に、新型コロナウイルス感染症に対応する地方創生臨時交付金についてです。

新型コロナウイルスの感染拡大防止や地域経済、住民生活を支援する事業に充てる国の交付金について、対象事業が示され、美郷町の交付限度額は6365万円と示されました。この活用につきましては、これまでの対策費用、生活支援や商工会からいただいた要望も踏まえた経済対策などメニューを検討し、取りまとめているところであり、今後の予算補正で対応していく考えです。

7つ目に、帰省を自粛される学生の応援事業についてです。

予算を専決処分させていただき、美郷町への帰省を自粛している島根県外に住む美郷町出身の学生を対象に、美郷町産コシヒカリ3キロ、イノシシ肉と大豆のキーマカレーなど5点の特産品をお送りする応援事業を行っています。県外の生活の不安解消や美郷町との絆を深める機会になればと考えています。

5月11日時点で36人の学生の皆さんにお送りしており、国の緊急事態宣言期間中は、実施することとしています。距離は離れていても町民の皆さんと一緒に、この困難を乗り越えてもらいたいと思っています。

8つ目に、自宅で過ごされる方向けの神楽やみさ坊のYou Tube動画等についてです。

外出自粛により、家で過ごす時間が増えている方々に対して、有意義な時間を過ごしていただくため、You Tubeの美郷町公式チャンネルに神楽動画を公開し、先日、NHKでも取り上げられました。動画は、町内全6団体が参加された昨年の産業祭前夜祭の神楽共演大会の様態です。公開後、3週間で再生回数は4300回を超え、各地域での神楽大会が中止となる中で多くの方にご覧いただいています。

また、みさ坊も不要不急の外出を控え、自宅で過ごされることを呼びかける「おうちLIFEの楽しみ方」と題する動画を公開して、1週間で460回再生され、こちらも好評です。

更に、昨年6月に公開した「聴く美郷町」は、心地良い音声でストレス解消や睡眠導入の補助として注目を集めているASMR動画で再生回数も伸びており、現在、1700回以上再生されています。自宅で過ごされる方にご覧いただき、美郷町の癒しの映像と音を感じていただければと思っています。

2点目は、美郷町と株式会社B0-GA（ボーガ）との「山くじらブランド包括的連携に関する協定」の締結についてです。

4月28日に福井県敦賀市に本社のあるコンサルタント会社の株式会社B0-GAと包括的連携協定を締結いたしました。今回の協定締結は、新型コロナウイルス対策のため、持ち回りで協定を締結いたしました。

美郷バレーの協定締結は、これで7件目となります。

株式会社B0-GAは、自然環境、地域振興の調査研究や企画立案など幅広い分野で活躍

されており、環境省の「狩猟まるわかりフォーラム」運営事務局やコーディネーター、鳥獣対策事業の設計などの数々の実績をお持ちです。長野県松本市にも事務所があり、北信越地方に連携先ができたことは、美郷バレーの一層の全国発信が期待できるものと思います。

なお、株式会社B O - G Aの社名は、物事がはじまる“きざす”ことが意味する「萌芽」から名づけられており、美郷バレーの新たな「萌芽」が生まれることも期待しています。

アフターコロナの社会は、都市集中といった価値観が大きく変わり、地方回帰の高まりや新たな発想などが求められてくると考えています。この度のコロナ発生で、改めて美郷バレーの輪を広げていくことの重要性を認識しており、アフターコロナに向けた準備をしたいと考えています。

3点目に、キャッシュレス推進モデル地区の指定についてです。

政府は、2025年度までにキャッシュレス決済比率を4割程度にするという目標を掲げており、自治体窓口や公共施設でのキャッシュレス化を推進しています。

4月25日に新聞報道もありましたが、美郷町を含む全国29自治体が、キャッシュレス推進モデル地区に指定されました。

夏以降、国と美郷町を含むモデル自治体で、専門家の助言を受けながらキャッシュレス化を進めるノウハウの研究、意見交換などを行い、国が策定する導入手順に反映させていくこととなります。

美郷町でも公共料金をキャッシュレス決済対応とすることで、支払いの選択肢が増え、24時間対応などの住民サービスの向上につながるため、関係課での協議も進めていく考えです。

コロナウイルス対策にも有効と言われており、今後、キャッシュレス化の流れは一層進んでいきます。町だけではなく、町内業者への普及のきっかけになればと考えています。

最後に、この度の新型コロナウイルス感染症の世界的大流行は、これまで長年蓄積してきた経験やノウハウ、確立してきた仕組みが通用しない、我々がかつて経験したことのない非常事態です。

地方行政においても、単に国や県の指導を仰いだり、ルールやマニュアルに沿って対応したりすればすむものではありません。また、お金があれば解決できるという性質のものでもありません。

そして、感染予防や感染者対策といった直接的な課題だけでなく、人権問題やストレスといった人々の心のあり方、人々が距離を置くことを前提とした社会のあり方、美郷町で言えば人と人との接触を極力避ける中で、地域コミュニティの一体感をどう保っていくことができるのか、といった難しい課題への対処が試されています。

また、足元の課題だけではなく、アフターコロナの時代には、世の中の価値観や行動様式が大きく変わることが予想されています。大規模、集中、効率的である大都市に、ひと、もの、かね、情報が集まり、大都市を中心に世の中が回り、その対極にある中山間過疎地域は疲弊の一途を辿ってきました。しかし、戦後続いてきた大都市を頂点とする価値観や

行動様式の潮目が大きく変わる可能性があります。

見方を変えれば典型的な中山間過疎地域である美郷町にとっては大きなチャンスが到来します。そうした時代に向けてどう布石を打っていくかについても、長期的な大きなテーマであると考えます。

身を縮めてコロナという嵐が過ぎ去るのを待っているだけではなく、今こそ「金はないけど知恵がある町」、「何もないけど知恵がある町」を具現化すべき時です。

今後、町内外から幅広くアイデアを募っていきたいと考えています。『新型コロナ感染防止のためのアイデア』、『新しい生活様式のアイデア』、『新しい地域コミュニティに関するアイデア』、『アフターコロナの時代に関するアイデア』、多額の自主財源がかかるものや業務負荷が大きいものについては実現が難しいかもしれませんが、まずは、みんなで知恵を出しあっていくことが大切です。

執行部と議会、町民の皆さん、美郷町に関わりのある方々が知恵を出し合い、一体となって美郷町に降りかかっているこの困難を乗り越えていこうではありませんか。

以上で行政報告を終わります。

●佐竹議長

町長の行政報告が終わりました。

日程第4、報告事項を議題といたします。

報告第1号について説明を求めます。

●佐竹議長

番外、会計課長。

●井上会計課長

報告第1号としまして、令和元年度の一般会計繰越明許費について、ご説明を申し上げます。先般の定例会におきまして、令和2年度への繰越案件15事業、対象事業としましては、14億6603万8029円。翌年度の繰越額が8億8647万4588円。こちらにつきましては、翌年度の繰越額、先般、ご提示さしていただいた金額と変わらないことを報告いたします。

以上です。

●佐竹議長

報告事項の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

報告第1号について質疑はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

質疑がないようですので、報告第1号の質疑を終わります。

以上で報告事項に対する質疑を終わります。

日程第5、議案の上程、説明、質疑、討論及び表決を議題といたします。

本臨時会に提案を受けております議案は、条例案3件、予算案2件、一般事件案8件の計13件であります。議案第36号から議案第48号までの13議案を一括上程します。

それでは議案36号から、順次提案理由の説明を求めます。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●木川総務課長

上程いただきました議案第36号、美郷町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。この条例は防疫等作業手当について、新型コロナウイルス対策に係る緊急的な業務に従事する場合の特例を定めるため改正するものです。新旧対照表をご覧ください。新設する附則第2号では防疫等作業手当の特例とする業務を定めます。防疫等作業手当は、この条例の第3条で日額4000円以内としております。しかし、新型コロナウイルス感染症から町民の生命、健康を保護するために緊急に行われた措置であって、感染者または感染の疑いがあるものと接触する場合については、この特例として、第3条の規定によらないことといたします。新設する第3項では、特例の手当の額を定めます。第2項で定める業務に従事する場合は、1日3000円以内とし、特に、対象者の身体に直接接触する長時間にわたり接して行う作業については、1日4000円以内とします。これらについては、従事1日につきこの額とする考えでございます。3000円の業務といたしましては、第2項で規定する業務として対象者と接触して行う作業や、使用した物件の処理等で健康管理、生活支援、移動支援、調査等を想定しております。具体的な想定例といたしましては、濃厚接触者等がPCR検査を受ける場合は、公共交通機関を使わないこととされていますが、この場合に高齢者等で車を持たずに自分で移動できない住民が濃厚接触者として、PCR検査を受ける場合の病院までの移送ということが考えられます。また濃厚接触者以外の短時間接触者の健康観察等について、県央保健所からの業務依頼を受けており、これにつきましては、具体的な業務内容に応じ検討をいたします。4000円の業務といたしましては、検査、診察、治療やこれらに準じる業務を想定しております。こうした対応は、国の通知により、地方自治体も地域の実情を踏まえて、同様の対応が求められており、この改正は、国の人事院規則改正を踏まえたものでございます。該当する業務は少ないと考えておりますが、新型コロナウイルス対策につきましては、さまざまな体制をとっておく必要性があり、緊急的な業務、想定外の業務もあり得ることから、対処が必要になった場合に備えておくものでございます。またこれらの業務に従事する場合は、職員はN15マスク、ゴーグル、防護服など必要な予防対策をとって従事いたします。

以上で議案第36号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

●佐竹議長

番外、住民課長。

●行田住民課長

上程いただきました議案第37号、美郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制

定についてご説明いたします。次の2ページ、改め文をお願いいたします。美郷町国民健康保険条例の附則に第6項から第12項までの7項を追加するものでございます。改正の趣旨でございますが、国の新型コロナウイルス感染症緊急対策の1つとしまして、国民健康保険の被保険者が新型コロナウイルスに感染した場合や、感染が疑われる場合に更なる感染拡大を防止し、休みやすい環境を整備するため、労務に服することができなくなった方に対し、傷病手当金を支給するための規定の整備を行ったものでございます。これによりまして、国民健康保険の被保険者であり且つ現に給与の支払い等を受けている被用者が、令和2年1月1日以降に新型コロナウイルス感染症に起因して、療養のため労務に服することができなくなった場合に、入院等が継続すれば最長1年6か月までの期間で、傷病手当金が支給されることとなります。3ページ下段の附則でございますが、この条例による改正後の規定は公布の日から施行し、改正後の附則の規定は傷病手当金の支給を初める日が令和2年1月1日から別に定める日までの間に属する場合に適用となります。

以上が議案第37号でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

続きまして、上程いただきました議案第38号、美郷町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。おそれ入りますが、新旧対照表をお願いいたします。今回の改正は、第2条で、町において行う事務を規定しておりますが、この中に第8号として新たな事務を追加するものです。改正の内容でございますが、国の新型コロナウイルス感染症緊急対策の1つとしまして、給与等の支払いを受けている後期高齢者医療の被保険者が新型コロナウイルスに感染または感染が疑われるために、療養のため労務に服することができなくなった場合に、島根県後期高齢者医療広域連合から、傷病手当金が支給されることとなったため、町で行う事務の中に広域連合条例、附則第5条の傷病手当金の支給に係る支給申請書の提出の受付を追加するものでございます。改め文の方にお戻りいただきまして、お願いいたします。附則に、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上が議案第38号でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

●佐竹議長

番外、会計課長。

●井上会計課長

上程いただきました議案第39号、令和2年度美郷町一般会計補正予算第3号について、ご説明を申し上げます。補正第3号も新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に傾注をした補正予算の内容となっております。後ほどに専決で報告いたします本年度補正予算第2号に対して、歳入歳出それぞれ4億8494万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億4794万円とするものです。まず歳入です。6ページをご覧ください。款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1民生費補助金でございます。子育て世代への経済対策となる臨時特別給付金事業補助金は、児童手当対象児童に対してそれぞれ1万円を給付するもので、540人を想定し、540万。また、その事務に係る経費を10%と見込み、

54万円で予算措置をしております。同じく目5総務費国庫補助金です。こちらは、4月20日の閣議決定を受け、迅速かつ簡素な手続で家計の支援を行う、お一人10万円を支給する特別定額給付金です。4560人を対象として、給付額は、4億5600万円。それに係る経費として1300万円を予算措置しています。その下、款18繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金です。この度の新型コロナ感染拡大対策で、国から、今の段階では補助金などの手当のない経費として、財政調整基金から1000万円を繰り入れて充てるものでございます。続いて歳出です。7ページをお願いします。款2総務費、項1総務管理費補助金、目1一般管理費です。説明欄003特別定額給付金事業に係るものでございます。封筒や用紙などの消耗品をはじめ、郵券料給付管理システムの改修費などの委託料がこちらに盛り込まれております。下段の款2民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費です。説明欄007子育て世帯への臨時特別給付金。従来の児童手当に上乘せをすることから、経費の方は少額で実施でき、大部分が給付費となる補助金540万円でございます。次ページ、8ページをお願いします。款9消防費、項1消防費、目5災害対策費です。主な内容は今後必要が見込まれる行政機関や学校、社会福祉施設、医療機関へのマスク、消毒薬の支援としての購入費399万5000円。職員の業務継続のために2チーム編成とした就業体制での通信設備の整備、こちらに316万1000円。自宅でのテレワーク業務設備、これらに68万円、また、会議等の開催時の飛沫感染防止機器、これらの購入に84万9000円。こうした費用をこちらの方に計上しております。

以上で議案第39号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●佐竹議長

番外、住民課長。

●行田住民課長

上程いただきました議案第40号、令和2年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第1号について、ご説明いたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ180万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億7190万8000円とするものでございます。補正の内容でございますが、先ほど議案第37号でご説明申し上げました新型コロナウイルス感染症対策としまして、国民健康保険の被保険者であります被用者が、新型コロナウイルスに感染した場合や、感染が疑われる場合に傷病手当金を支給するためのものでございます。6ページをお願いいたします。歳入でございます。款8県支出金、項2県補助金、目1保険給付費等交付金、節2特別調整交付金、補正額180万円の増額でございます。傷病手当金の支給に係る費用につきましては、この特別調整交付金によりまして、国から緊急的、特例的な措置として、支給額の全額を財政支援していただくこととなっております。続きまして7ページ、歳出をお願いいたします。款2保険給付費、項8傷病手当費、目1傷病手当費、補正額180万円の増額でございます。傷病手当金の支給期間につきましては労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間とされております。また、傷病手当金の額は概ね直近の継続した3カ月の給与収入の

合計額を就業日数で除した金額の3分の2に相当する額に支給対象日数を乗じた金額となります。今回は島根県の最低賃金を元に試算を行っております。

以上で議案第40号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、上程いただきました議案第41号、専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。専決処分の理由でございますが、地方税法及び地方税法施行令の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布され、その一部が4月1日に施行されるものであったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき関連する美郷町税条例等につきまして、専決処分を行ったものでございます。具体的な改正の内容につきましては、新旧対照表で説明させていただきたいと思っております。大変複雑で、改正条項の数も多くなってございますので、上位法の改正に伴う引用条項の整備や、元号の改正によるものなどにつきましては、説明を省略させていただき、主要な点についてのみご説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。それでは新旧対照表をお開きください。1ページ左上に第1条関係と記載がございます。こちらの第1条関係からご説明いたします。まず1ページ、第36条3の2第1項第3号並びにその次にございます第36条3の3第1項、第3号に関わるところでございます。こちらは、給与所得者並びに公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合において、その旨の記載を不要とする措置が講じられたことに伴い、それぞれの記載を削除する改正でございます。続きまして2ページ、第54条、固定資産税の納税義務者等に関する規定でございますが、次の3ページに第5項を追加しております。こちらは、所有者不明土地等に係る固定資産税につきまして登記簿上の所有者が死亡している場合に、相続人の調査、特定に多大な時間と労力を要していることや、実際に固定資産を使用収益している者がいるに関わらず所有者が正常に登記されていないなどの理由により、調査を尽くして使用者が一人も明らかとならない試算につきまして、使用者がいる場合には、その使用者を所有者とみなすことができる規定が新設されたことによるものでございます。こちらは、令和3年度分以降の固定資産税について適用されるものでございます。続きまして、5ページをお願いいたします。5ページ下段に第74条の3、現所有者の申告についての規定を追加しております。先ほどご説明申し上げました所有者不明土地等に係る固定資産税に関連するものでございまして、登記簿等に所有者として登記または登録がされている個人が既に死亡している場合に、土地、建物を現に所有しているものに賦課徴収に必要な事項の申告をさせることができる規定が設けられたことによるものでございます。次に、6ページでございます。第96条、たばこ税の課税免除についての規定でございますが、第2項を追加しております。追加部分の内容としましては、たばこの卸売販売業者等が課税免除の適用を受けるに当たり、必要な手続の簡素化が図られたことによるものでございます。続きまして、8ページをお願いします。附則でございます。8ページ下から9ページにかけましての附則第8条です。肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限が3年間延長され、令和6年度までとされたことによるものでございます。少し飛びまして、14ページをお願いいたします。14ページ下段の附則第17条第1項でござ

います。こちらでは、長期譲渡所得に係る個人の住民税の課税の特例を規定しておりますが、この度、都市計画区域内の低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例が創設されたことによるものです。改正の内容としましては、一定の要件を満たした低未利用土地等を譲渡した場合に、100万円の特別控除が受けられるというものです。しかしながら、美郷町内には該当となる土地はございません。続きまして15ページ、中ほどにあります附則第17条の2第1項及び同第2項でございます。こちらは、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、軽減税率の適用期限を3年間延長し、令和元年度までとするものです。ごめんなさい。令和5年度までとするものです。失礼しました。次のページをお開きください。続きまして、第2条関係でございます。第2条で条例第24条第1項第2号中の改正規定並びに附則第1条第2号を削除するものでございます。これは、全てのひとり親家庭に対して、公平な税制を実現する観点から、婚姻歴の有無により不公平及び男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平を同時に解消するため、所要の措置が講じられることによるものです。この改正は令和3年度分以降の個人住民税について適用となります。以上で、新旧対照表でのご説明を終わります。続きまして、本文の改めて文をお願いいたします。改め文6ページをお開きください。この改正条例の附則でございます。第1条で、この条例は令和2年4月1日から施行するとしております。以降第2条で町民税に関する経過措置、第3条で固定資産税に関する経過措置をそれぞれ規定しており、こちらは、適用を令和2年度分からとするものです。続いて7ページ、第4条美郷町税条例等の一部を改正する条例から次の8ページ第8条美郷町税条例等の一部を改正する条例までにつきましては、いずれも元号改正によるものでございます。

以上で議案第41号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、上程いただきました議案第42号、専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。専決処分の理由でございますが、こちら先ほどと同様に地方税法及び地方税法施行令の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布され、その一部が4月1日に施行されるものであったことから、関連する美郷町国民健康保険税条例につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行ったものでございます。それでは、新旧対照表の1ページをお願いいたします。第2条、国民健康保険税の課税額についての規定でございます。具体的な改正の内容でございますが、第2条第2項に定められております所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別の平等割額の合算額、いわゆる基礎課税額となるものですが、この限度額を現行の61万円から63万円に、また第4項に定められております介護納付金課税額の限度額を現行の16万円から17万円に引き上げるものでございます。国民健康保険税の課税額につきましては、負担の公平性を保ちつつ、一定の限度額を設けております。被保険者数が減少していく中、医療給付費は増加をしております。高所得者には負担能力に応じたご負担をいただきながら、中間所得層や低所得者層に配慮するものでございます。続いて、第23条の関係でございます。23条は、保険税の減額措置に係る規定でございます。改正の内容は保険税の軽減判定に用いられる基準額を拡充す

るものであります。第1項本文中減額後の限度額につきまして、第2条第2項の改定に合わせ、61万円を63万円に、16万円を17万円にそれぞれ改めるものでございます。次のページをお願いいたします。低所得者への保険税負担を軽減するため、現行で7割、5割、2割の軽減措置がございしますが、このうち第2号で規定しています5割軽減の対象となる世帯の軽減判定では、被保険者一人当たりの基準額を5000円引き上げまして28万5000円に、次の第3号で規定しています2割軽減の対象世帯では、一人当たりの基準額を1万円引き上げまして52万円とする改正でございします。軽減判定の所得基準額が引き上げられることにより軽減世帯の範囲が広がることとなります。同じく2ページ、附則第8項、長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例並びに3ページにございします附則第9項、短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例でございしますが、いずれも先ほどの美郷町税条例の個人住民税の規定と同様に低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例が創設されたことによるものです。以上で、新旧対照表でのご説明を終わります。附則につきましては、改め文の方でご説明したいと思っておりますので、改め文の方をお開きください。附則の施行期日でございしますが、この条例は、令和2年4月1日から施行することとし、令和2年度分以降の国民健康保険税について適用するものでございします。

以上が議案第42号でございします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、上程いただきました議案第43号、専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。専決処分の理由でございしますが、地方税法及び地方税法施行令の一部を改正する法律が令和2年4月30日に公布され、その一部が5月1日に施行されるものであったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき関連する美郷町税条例につきまして、専決処分を行ったものでございします。改正の内容としましては、新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予の特例が設けられたことに伴いまして、必要な事項を規定するものでございします。それでは、内容につきまして新旧対照表でご説明させていただきます。新旧対照表1ページをお開きください。附則第10条第1項でございします。今回追加となります第61条は、中小事業者等に対し、令和3年度分課税分の固定資産税に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置が図られるというものです。具体的には、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月から10月までの任意の3カ月間の売上高が前年の同時期と比べて30%以上50%未満減少している場合、固定資産税の課税標準を2分の1に、また50%以上減少している場合は零にするというものです。同じく第62条につきましては、生産性革命の実現に向け令和2年度中に新規に設備投資を行う中小事業者等に固定資産税の特例措置を設けるものです。これに伴いまして第10条の2に第21項を追加し、新規に固定資産税を課税されることになった年度から3年度分の固定資産税に限り特例率を零にするというものであります。次に附則第15条の2であります。こちらは自家用乗用車を取得した際の軽自動車税の環境性能割の税率を1%軽減する特例措置の適用期限を6カ月延長し、令和3年3月31日取得分までとするものです。続きまして、附則第23条でございします。附則に第23条を追加しておりますが、新型コロナウイルス感

染症に係る徴収猶予の特例を規定するものでございます。令和2年2月以降、相当の減収が見込まれ、納税が困難となった事業所等に対し、1年間徴収を猶予できる特例が設けられたことによるものです。以上で、新旧対照表でのご説明を終わります。続きまして、本文の改め文にお戻りいただきたいと思っております。下段の附則でございますが、この条例は令和2年5月1日から施行するとしております。

以上が議案第43号でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●佐竹議長

番外、会計課長。

●井上会計課長

それでは議案第44号による専決処分、令和元年度美郷町一般会計補正予算第6号の報告差し上げ、ご承認をいただきたいと思っております。第6号につきましては、新型コロナウイルスの安全対策として、いち早く町内の保育所に感染防止対策を施すために、3月13日専決処分にて執行させていただきました。ご承認をいただいております補正第5号に対して、歳入歳出の総額をそれぞれ56万8000円増額をいたしまして、74億5575万2000円とさせていただきます。歳入につきまして、7ページの方をご覧ください。款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1民生費国庫補助金、説明欄、保育対策総合支援事業費補助金56万8000円です。補助内容は、保育対策総合支援事業費補助金により、従来の補助施策に上乘せされたものです。続いて、歳出の方の次ページ8ページでございます。款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費でございます。節19負担金補助金及び交付金。説明欄001児童福祉総務費補助金58万5000円。内訳としましては、邑智保育所には衛生および医薬品などの配備のため12万3000円。都賀保育所については衛生および医薬品並びに空気清浄器3台を加えまして46万2000円を予算しました。不足する財源、予算の費用につきましては、下段あります予備費から1万7000円を充用していただいても3月末までで、納期が可能ということから専決をさせていただきました。

以上、議案第44号の報告とさせていただきます。

続きまして、議案第45号による専決処分令和元年美郷町一般会計補正予算第7号の報告を差し上げ、ご承認をいただきたいと思っております。先の補正6号に対し歳入歳出それぞれ726万6000円の減額調整をいたしております。その結果、74億4848万6000円を歳入歳出の総額とさせていただきます。歳入につきましては、収入が確定いたしました地方譲与税、各種交付金、特別交付税の増減、また事業実施に伴う予定していた基金の繰り入れの減額など執行いたしました。まず、歳入から9ページの方をお願いします。9ページ、款2地方譲与税から町税11ページまでの款11交通安全対策特別交付金までは、こちらの収入額の確定によります補正でございます。合計で4279万6000円の増額でございます。その内11ページの方をお開き下さい。中段にあります款10地方交付税は特別交付金が3845万円の増額見込みとなり、普通交付税と合わせた地方交付税は33億2791万6000円となり、前年度が33億48万9000円でございますので、前年対

比としましては1%ではありますが、増額となっております。最下段の款13使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料です。こちらは説明欄にありますみさと光ネットによる地デジ放送料、この放送料ですね、これまで年度収入を2月までとさせていただいておりましたが、本年度より、年度と他の使用料と同様に3月分までとさせていただき、月約600円を追加計上し30万円を補正いたしました。続いて12ページをお願いします。款17寄附金です。項1寄附金、目2指定寄附金。指定寄附金につきましては、ふるさと納税において、返礼品のメニュー拡大、PR活動の促進により昨年度比36%、1360万5000円を最終的に見込んでおります。続きまして、中段、款18繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金でございます。こちらにつきましては、事業実績及び財源の構成によって4850万円を減額とし、1億7400万円の取り崩しが現段階では確定をしております。続いて、その下款21町債でございます。こちらも事業実績及び財源更正によって200万円の減額をさせていただいています。全体で。歳出につきましては、財源構成とした事案以外の主なものについて、ご説明をしたいと思います。14ページの方をお願いします。款2総務費、項1総務費、一番上段、目5財産管理費です。こちらは基金の積立金でございます。森林環境譲与税と充用する事業の確定により、残額258万6000円を森林環境譲与税基金として積み立てるもの、また寄附金の13万8000円、こちらについてはがんばれ美郷町寄附金額の見込み増によるものでございます。合わせて272万4000円をこちらの方で計上しております。15ページをお願いします。款4民生費、項2清掃費、目1塵芥処理費です。説明欄001でございます。塵芥処理費、こちらは、邑智郡総合事務組合の負担金、具体的には新可燃ごみ共同処理施設の整備費の年度精査により、416万6000円を減額補正をさせていただきました。16ページをお願いします。中段です。款9消防費、項1消防費、目1常備消防費。説明欄001常備消防費です。江津邑智消防組合の負担金の確定により282万9000円を減額するものでございます。歳出は以上でございます。少し戻っていただきまして、6ページの方をお願いします。第2表地方債の補正です。限度額につきましては、3段目の塵芥処理対策事業費を170万、中ほどの集落営農事業債これを20万。そして、その4段目下、若者定住建設住宅債10万。いずれも減額しまして総額17億8000万円としております。なお起債の方法、利率、償還の方法については変わりはありません。

以上、議案第45号による専決処分についてご説明並びに報告をさせていただきました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●佐竹議長

番外、住民課長。

●行田住民課長

上程いただきました議案第46号、専決処分の承認を求めることについてご承認をいただきたいと思っております。2ページをお願いいたします。専決第3号に伴いまして、令和元年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第5号は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ104

6万3000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億3811万1000円とするものです。専決処分の内容につきましては、事項別明細書の方でご説明いたします。まず、歳入の主なものといたしましては、8ページをお願いいたします。款5国庫支出金、項2国庫補助金、目9国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金でございます。52万2000円を計上しておりますが、こちらはオンライン資格確認等システムの改修に伴う社会保障税番号制度システム整備費補助金の交付が、当初予定されておりました令和2年度から令和元年度へ変更となったことによるものでございます。また、この国庫補助金に対応します歳出としましては、当該システム改修費につきまして、既に一部事務組合負担金として支出をしております。同じく8ページ、中ほどにございます款8県支出金、項2県補助金、目1保険給付費交付金、節1普通調整交付金でございますが、一般被保険者等の医療給付費の実績が確定したことによる減額でございます。続いて歳出でございます。主なものといたしまして、10ページ中ほどの款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費でございます。こちらは、いわゆる入院、通院に係ります医療費や調剤費等を総合した療養給付費の実績が確定したことによる減額でございます。次にその下にございます款2保険給付費、項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費でございます。こちらは被保険者の自己負担が一定の限度額を上回った場合に、高額療養費として被保険者に支給するものです。こちらの実績額が確定したことによる減額となっております。療養給付費並びに高額療養費はいずれも先ほど歳入でご説明申し上げました普通調整交付金で全額補てんされるものでございます。

以上が議案第46号でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

●佐竹議長

番外、会計課長。

●井上会計課長

そうしますと、議案第47号による専決処分、令和2年度美郷町一般会計補正予算第1号の報告を差し上げ、ご承認をいただきたいと思っております。こちらは新型コロナウイルス感染症拡大に伴う町内事業者への影響緩和及び町内の事業者のスムーズな事業資金の調達、経営の安定を目的に、4月1日専決処分にて執行させていただきました。ご承認をいただいております当初予算に対して歳入歳出の総額をそれぞれ300万追加いたしまして、80億6300万とさせていただきます。係る予算と財源としましては歳入7ページのところをお願いいたします。歳入につきましては款18繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整金繰入金からの繰り入れになっております。続いて、事業内容、歳出でございます。8ページをお願いいたします。款7商工費、項1商工費、目2商工工業振興費でございます。商工工業振興費の補助金として、中小企業信託保険法第2条による第4号のセーフティーネット4号、5号若しくは同条の6号6項の規定により、町の認定を受けた保証付きの融資です。1事業所あたり上限を50万としまして6件からの300万円を計上させていただきました。

以上、議案題47号による専決処分の令和2年度美郷町一般会計補正予算第1号について

て、ご報告いたしました。

続きまして、議案第48号による専決処分、令和2年度美郷町一般会計補正予算第2号の報告を差し上げ、ご承認をいただきたいと思っております。こちらは、新型コロナウイルスの拡大影響に伴い、4月16日に全国拡大された緊急事態宣言を受け、美郷町への帰省を自粛している島根県外に住む美郷町の出身の学生に対し、当町の特産品を郵送し、生活を支援することを目的とし、4月24日に専決処分にて執行させていただきました。先の補正予算第1号と歳入歳出の総額は変わらず80億6300万円での対応とさせていただいております。係る費用の財源としましては、5ページの方をお願いいたします。下段、歳出です。款14予備費、こちらの方から60万、こちらの方の予備費を60万7000円減額をいたしまして、流用させていただいております。歳出としましては、款2、その上款2総務費、項1総務管理費、目6企画費でございます。事業内容は、先ほど町長の方からもご説明ありましたが、対象規模としましては100人の県外の学生を対象として美郷町の特産品でありますコシヒカリ等々ですね、特産品のセットを送らせていただくというものです。事業費につきましては、総額で60万7000円です。

以上、議案第48号による専決処分、令和2年度美郷町一般会計補正予算第2号について報告をいたしました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

●佐竹議長

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

初めに、議案第36号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

4番。

●原議員

これ、病院等へですね、高齢者を送迎するというようなことだったというふうに思うんですけど、そもそも職員ですね、公用車の運転の規定ですね、それと町民を乗せて移送するという業務、この辺は、職員管理として、どのようにお考えですか。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●木川総務課長

終わりの部分がちょっと聞き取れなかったんで、もう一度お願いできますか。

●佐竹議長

4番。

●原議員

住民を移送するという業務、これは職員にあるんでしょうか。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●木川総務課長

ただ今のご質問、住民を移送する業務があるかということでございます。普段の一般業務の上では、ほとんどないというふうに認識しております。ただ、生活保護関係とか、生活困窮者の関係で、どうしても自分で移動ができない、公共交通機関も使えないというような場合には特例として、職員が移送することもございます。

以上です。

●佐竹議長

4番。

●原議員

職員がですね、公用車を運転するのもですね。労使間の協定か何か結んで、今おそらく公用車の運転はしとるというふうに思うんですけども、そういった状態の中で、その公用車にですね、住民を乗せて移送するという、そもそもそういったことが可能なんでしょうか。そこだけちょっとお願いします。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●木川総務課長

可能かどうかというご質問ですけども、ちょっと申しわけないですが、詳しく組合との協定等頭に今入っておりませんが、やむを得ない場合につきましては、住民を乗せて移送することも現在行っております。

以上です。

●佐竹議長

他に質疑はございませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

ないようですので、議案第36号の質疑を終わります。

続きまして、議案第37号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

ないようですので、議案第37号の質疑を終わります。

続きまして、議案第38号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

ないようですので、議案第38号の質疑を終わります。
続きまして、議案第39号について、質疑を許します。
質疑はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

ないようですので、議案第39号の質疑を終わります。
続きまして、議案第40号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

ないようですので、議案第40号の質疑を終わります。
続きまして、議案第41号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

ないようですので、議案第41号の質疑を終わります。
続きまして、議案第42号について、質疑を許します。
質疑はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

ないようですので、議案第42号の質疑を終わります。
続きまして、議案第43号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

ないようですので、議案第43号の質疑を終わります。
続きまして、議案第44号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

ないようですので、議案第44号の質疑を終わります。
続きまして、議案第45号について、質疑を許します。
質疑はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

ないようですので、議案第45号の質疑を終わります。

続きまして、議案第46号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

ないようですので、議案第46号の質疑を終わります。

続きまして、議案第47号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

ないようですので、議案第47号の質疑を終わります。

続きまして、議案第48号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

ないようですので議案第48号の質疑を終わります。

以上で議案質疑を終わります。

次に、議案第36号から議案第48号までの議案13件について一括して討論に入ります。

討論のある方は、議案番号を示してからお願いします。

反対討論はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

賛成討論ありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

ないようですので、討論を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りします。

はじめに、議案第36号、美郷町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第37号、美郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第38号、美郷町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第39号、令和2年美郷町一般会計補正予算について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第40号、令和2年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第1号について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第41号、専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第42号、専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第43号、専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第44号、専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第45号、専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第46号、専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第47号、専決処分の承認を求めることについて原案のとおり議決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第48号、専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会に付議されました案件は、全て議了いたしました。

これもちまして、本日の会議を閉じると共に、令和2年美郷町議会第1回臨時会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

(閉 会 午前 10時 56分)